

## 居住支援に関連する障害保健福祉施策についての説明

生活困窮者自立支援制度・生活保護制度・住宅セーフティネット制度等の見直し  
及び令和7年度概算要求状況に関する説明会（令和6年9月6日）

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
地域生活・発達障害者支援室

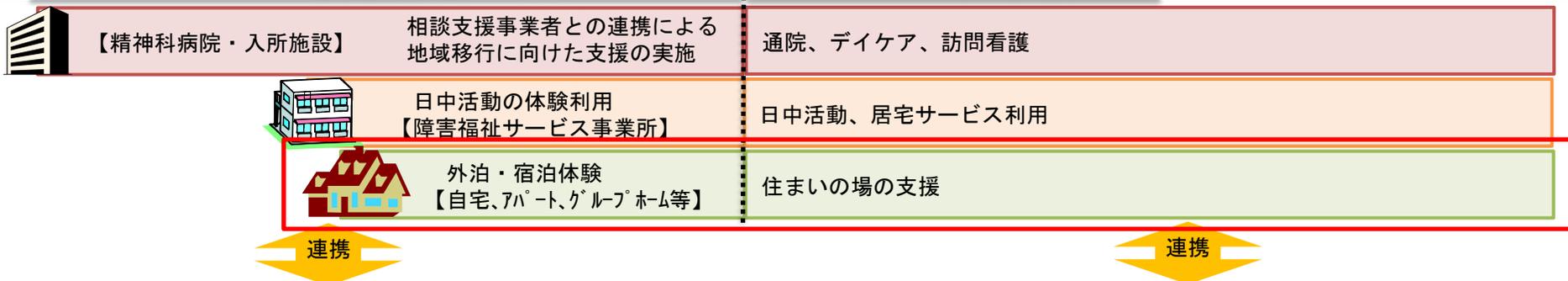
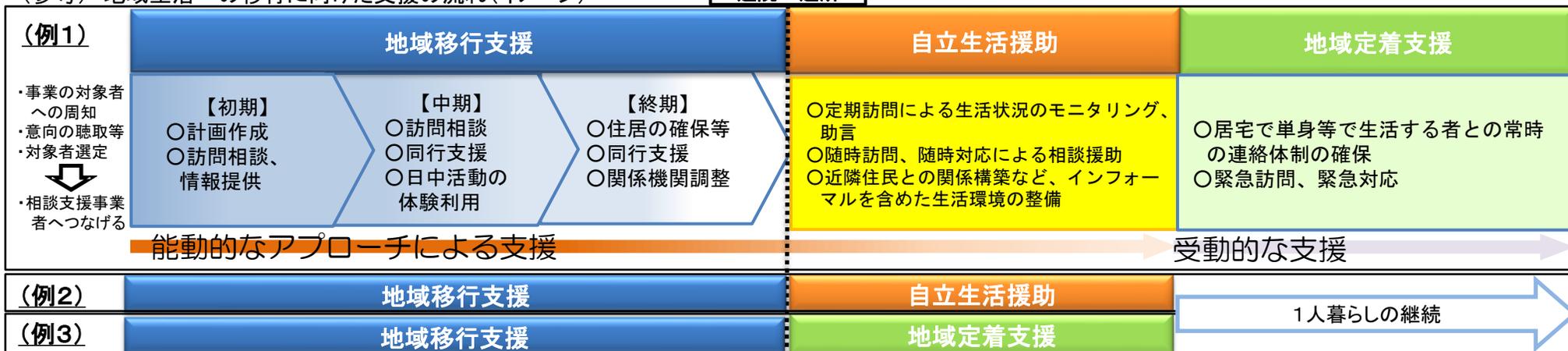
# 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

## 地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所



自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター 等

# 1. 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和について

## 福祉部局に対応いただきたい事項

- ・賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

## 賃貸住宅供給促進計画 ※任意

### 記載内容

- ・都道府県/市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する  
賃貸住宅の供給の目標
- ・住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

## 障害福祉計画

### 記載内容

#### 〈必須事項〉

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

#### 〈任意事項〉

- ・必要な見込量の確保のための方策
- ・関係機関との連携に関する事項

## 2. 居住支援協議会への参画・連携について

### 福祉部局に対応いただきたい事項

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ自立支援協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② 自立支援協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ 自立支援協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

### 居住支援協議会

#### 構成員

- ・地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者 等
- ・社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者

#### 協議事項

- ・住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供
- ・民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進 等

#### 自立支援協議会等との連携

- ・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他相互の連携に努めなければならない。

### 自立支援協議会

#### 構成員

- ・地方公共団体
- ・関係機関、障害者等の福祉、医療等に関連する職務に従事する者 等

#### 協議事項

- ・地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議
- ・住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携についても協議

- ・自立支援協議会及び居住支援協議会で明らかになった障害者の住まいの確保に係る課題を互いに共有

①

②

③

# 自立支援協議会について

## 経緯

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

## 概要

- 自立支援協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R5.4月時点） 市町村：1,698自治体(設置率約98%) ※協議会数：1,201箇所  
都道府県：47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

（想定される例）

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等

※都道府県協議会については市町村も参画

### 3. 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

#### 福祉部局に対応いただきたい事項

- ・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもお検討いただきたい。

#### 【事業概要（地域生活支援事業）】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

#### 【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

#### 【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に係るものは除く。

#### 【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（1）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

（2）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

# 居住サポート事業実施自治体(令和5年3月時点)

北海道 (29市町村)	札幌市	岩手県 (12市町村)	宮古市	埼玉県 (18市町村)	さいたま市	新潟県 (5市町村)	新潟市	大阪府 (16市町村)	大阪市	広島県 (6市町村)	三原市	大分県 (3市町村)	中津市	
	釧路市		花巻市		川越市		長岡市		堺市		尾道市		宮崎県 (7市町村)	津久見市
	帯広市		北上市		川口市		五泉市		岸和田市		福山市			宇佐市
	北見市		陸前高田市		秩父市		佐渡市		高槻市		東広島市			宮崎市
	名寄市		滝沢市		所沢市		弥彦村		守口市		安芸高田市			都城市
	千歳市		紫波町		深谷市	実施なし	八尾市		世羅町		日南市			
	深川市		矢巾町		戸田市	実施なし	富田林市		防府市	西都市				
	富良野市		住田町		久喜市	若狭町	松原市		徳島市	綾町				
	登別市		大槌町		富士見市	甲府市	大東市		鳴門市	高鍋町				
	恵庭市		山田町		蓮田市	富士吉田市	箕面市		小松島市	新富町				
	伊達市		岩泉町		幸手市	笛吹市	羽曳野市		勝浦町	鹿児島市				
	乙部町		田野畑村		ふじみ野市	西桂町	東大阪市		上勝町	鹿屋市				
	積丹町		石巻市		白岡市	鳴沢村	四條畷市		上板町	垂水市				
	由仁町		気仙沼市		横瀬町	塩尻市	大阪狭山市		高松市	霧島市				
	妹背牛町		登米市		皆野町	千曲市	阪南市		さぬき市	さつま町				
	秩父別町		富谷市		長瀬町	立科町	熊取町		東かがわ市	東串良町				
	北竜町		松島町		小鹿野町	大鹿村	豊岡市	三木町	南大隅町					
	沼田町		大和町		杉戸町	山形村	赤穂市	宇和島市	肝付町					
	上富良野町	大郷町	市川市	朝日村	西脇市	新居浜市	天城町							
	中富良野町	大衡村	松戸市	筑北村	宝塚市	伊予市	伊仙町							
	南富良野町	女川町	成田市	実施なし	加西市	多可町	那覇市							
	占冠村	秋田市	東金市	浜松市	市川町	市河町	石垣市							
	苦前町	横手市	柏市	沼津市	神河町	三宅町	浦添市							
	白老町	湯沢市	鎌ヶ谷市	沼津市	藤枝市	黒滝村	名護市							
	洞爺湖町	小坂町	浦安市	藤枝市	裾野市	新宮市	糸満市							
	池田町	大瀧村	印西市	裾野市	小山町	紀美野町	沖繩市							
	本別町	実施なし	山武市	小山町	名古屋市	那智勝浦町	豊見城市							
	標茶町	会津若松市	大網白里市	名古屋市	安城市	太地町	嘉手納町							
	羅臼町	田村市	九十九里町	安城市	大府市	古座川町	北谷町							
弘前市	三春町	芝山町	大府市	日進市	北山村	粟国村								
八戸市	小野町	横芝光町	日進市	田原市	串本町									
黒石市	浪江町	新宿区	田原市	豊根村	鳥取市									
五所川原市	茨城県 (1市町村)	台東区	豊根村	三重県 (1市町村)	鳥取県 (6市町村)	島根県 (4市町村)	岡山県 (6市町村)							
むつ市		水戸市	墨田区					志摩市	倉吉市	倉吉市	倉吉市			
平川市	栃木県 (12市町村)	江東区	志摩市	滋賀県 (3市町村)	島根県 (4市町村)	長崎県 (6市町村)	熊本県 (5市町村)							
田舎館村		伊勢崎市	世田谷区					甲賀市	岩美町	長崎市	阿蘇市			
板柳町		館林市	中野区					湖南市	琴浦町	島原市	天草市			
六ヶ所村		渋川市	江戸川区	米原市	京都市	西海市	天草市							
佐井村		富岡市	八王子市	京都市	福知山市	長与町	天草市							
五戸町		榛東村	三鷹市	福知山市	宮津市	時津町	菊陽町							
田子町		吉岡町	小金井市	宮津市	八幡市	新上五島町	南阿蘇村							
階上町		中之条町	小平市	京田辺市	京丹波町	上天草市								
新郷村		長野原町	清瀬市	京丹波町		上草市								
		嬬恋村	御蔵島村			阿蘇市								
		草津町	横須賀市			天草市								
		玉村町	鎌倉市			菊陽町								
	大泉町	藤沢市			南阿蘇村									
		逗子市												
		寒川町												
		大磯町												